公衆衛生医師の育成	・確保のための環	環境整備に関する検討:	会報告書について
亚成16年6日か	た19日17日 日	=で会計5同にわたり	右端老等からた

る「公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する検討会」での検討

なお、報告書の概要は次頁のとおり、検討会委員は別紙のとおりです。

を行い、別添のとおり報告書がまとまりましたのでお知らせします。

公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する検討会報告書の概要

新興・再興感染症等の健康危機に対する国民の不安の解消及び鎮静化は、公衆衛生行政における健康危機管理の最も重要な課題であり、熱意のある公衆衛生医師の育成・確保が最善の手段である。

しかし、一部の地方公共団体においては公衆衛生医師確保の困難な状況が今なお見受けられ、これまで国、地方公共団体、医育機関等関係団体による公衆衛生医師育成・確保のための努力が必ずしも充分でなかったことも指摘されていることから、国、地方公共団体、医育機関等関係団体が取り組むべき具体的施策について検討し、今後、実施するべき方策について基本的枠組みとしてまとめることを目的として、本検討会を開催した。

公衆衛生医師の育成・確保のための具体的な方策について

本検討会において、以下の方策が示された。地方公共団体、医育機関等の関係者間で、 認識を共有し、今後の方策等について協議し、また、地方公共団体内においても、所管部 局と人事、財政担当部局との課題の共有化を図りつつ、医師の複数配置等の人的な体制整 備や予算の確保が図られるよう努める必要がある。

- (1) 公衆衛生医師の育成
 - ① 研修計画の策定
 - ② 人事異動及び人事交流を通じての人材育成(ジョブ・ローテーション)の充実
 - ③ 研究事業等への参加
 - ④ 保健所への医師の複数配置
 - ⑤ 医育機関との連携人事
 - ⑥ 海外の公衆衛生及び留学に関する情報提供等
 - (7) 国立保健医療科学院の専門課程 [の受講について
 - ⑧ 専門能力の向上・学位の授与等
 - ⑨ 自己研鑚に対する職務専念義務の免除等の服務上の規定の工夫
- (2) 公衆衛生医師の採用・確保
 - ① 採用計画の策定による定期的な採用
 - ② 募集方法の工夫
 - ③ 地方公共団体間等での人事交流
 - ④ 公衆衛牛医師確保推進登録事業の活用

- (3) 公衆衛生医師の職務に関する普及啓発
 - ① 教育プログラムの工夫
 - ② 医育機関等における進路説明会の活用
 - ③ 卒後臨床研修(地域保健・医療研修)の充実
 - ④ 生涯教育等
 - ⑤ ホームページ等の媒体を活用した普及啓発

公衆衛生医師の育成・確保のための行動計画の策定及び評価について

国、地方公共団体、医育機関及び関係団体は、以下に示したとおり、本方策の実現に向けて積極的に取り組み、今後、取組状況について評価するにあたって、方策の実施状況や 状態について指標を作成し、推移を把握する必要がある。

(1) 地方公共団体

必要な公衆衛生医師を適切に確保するため、本検討会にて作成したチェックシートを用いて現状を把握しつつ、短期、中期、長期に渡って達成目標を設定した、公 衆衛生医師の育成・確保に関する行動計画を策定し、その実施を確実に行う。

- (2) 医育機関及び関係団体(日本医師会、日本公衆衛生学会) 医育機関では卒前教育等について、日本医師会及び日本公衆衛生学会では卒後研 修等について積極的な対応を行う。
- (3) 国、国立保健医療科学院

厚生労働省は、地方公共団体の計画策定について、要請に応じて協力するとともに、その実施状況等を調査し、地方公共団体及び関係団体が自らの進捗状況を客観的に評価できるよう公表する。国立保健医療科学院は、実施する公衆衛生医師の研修について、時宜にかなった内容の提供を行うとともに、地方公共団体及び医育機関等における取組の推進のための協力を行う。

公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する検討会委員

座 長 納谷 敦夫 (大阪府健康福祉部長)

座長代理 高野 健人 (東京医科歯科大学大学院教授)

大井田 隆(日本大学医学部教授)

小幡 純子(上智大学大学院教授)

角野 文彦 (滋賀県長浜保健所長)

篠崎 英夫(国立保健医療科学院長)

末宗 徹郎 (茨城県総務部長)

土屋 隆(日本医師会常任理事)